

令和 4 年 9 月 会 議  
第 27 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

( 閱 覧 用 )

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和4年9月27日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	比留川晴雄
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号3番	笠間保一	議席番号10番	栗原良晴
議席番号4番	細谷則子	議席番号12番	加藤栄三
議席番号5番	見上智	議席番号13番	新倉賢一
議席番号6番	多田平雄	議席番号14番	古塩貞夫
議席番号7番	山崎弘子		

欠席委員

議席番号11番 橘川利一

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請事案  
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請事案  
議案第30号 農用地利用集積計画決定事案  
議案第31号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案  
議案第32号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案  
報告第9号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山	豊
次 長	青 山	清
総 括 副 主 幹	田 中	誠
主 査	椎 野	祐一郎
主 事 補	小 林	優

## 9時30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。

ただ今より第27回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、11番 橘川委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、9番 鈴木委員、10番 栗原委員の両名をお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（椎野主査）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております8月25日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。10月20日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第3班の委員が出席される予定でございます。同日 第28回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。26日 第28回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。同日 農地パトロール、市内一円におきまして、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第4条許可申請1件 164平方メートル、法第5条許可申請2件 468平方メートル、農用地利用集積計画決定7件 9,332平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明2件 1,544平方メートル、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明1件 1,468.09平方メートル、法第3条届出1件 760平方メートル、法第4条届出1件 31平方メートル、法第5条届出2件 1,753平方メートル、納税猶予特例農地の利用状況1件 9,059平方メートル、合計18件 24,579.09平方メートルでございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第4条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願い

いたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号1番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号1番でございます。申請人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]、地目畑、地積164㎡でございます。転用目的は駐車場、転用理由は駐車場の需要者への貸付け、つまり近隣企業から駐車場として貸してほしいとの申し出があったためとのことでございます。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主にアスファルト舗装で、工期は40日間でございます。周辺への防除対策としましては、東側の境界は既設コンクリートブロックが設置されているため、土砂の流出の恐れはありません。南側・西側の境界は既設コンクリートブロックに一段コンクリートブロックを追加し、土砂の流出を防止します。北側は出入口で、道路との境界にU字溝、浸透柵を設置し、雨水の流出を防止します。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第3種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員

○7番（山崎 弘子君）9月20日、私と高橋推進委員と事務局2名で現地調査を行いました。整理番号1番、現地は耕運状態でした。適正に管理されておりまして、綺麗でした。問題ないかと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、[REDACTED]、地積164平方メートルの農地転用に係る農地法第4条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6

点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（                    ）  と申します。よろしく申し上げます。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について、転用を行う理由は、令和3年4月に相続により当該土地を相続いたしました。申請者が相模原市に居住しております。会社員で妻と共働きで、幼い子供が二人おります。申請者の家族が耕作することや土地を管理することが難しい状態です。農地としてお貸しすることは親が平成11年4月に相模原市に引っ越した頃より、借主を探しましたが見つかりませんでした。管理が出来ないまま手入れが行き届かず、近隣の方にはご迷惑をおかけしていました。かねてより土地のはす向かいのお隣にある                    さんから、会社の役員、従業員、来客の駐車場として利用させてほしいというご要望を頂いておりましたが、親が高齢のため農地転用手続きが出来ず時間ばかり経ってしまいました。申請者の代になり近隣の迷惑にならず、土地を活用できる駐車場といたしました。この地を選定した理由については、申請者が所有する土地はこの土地のみとなります。かねてより                    さんから、近隣の駐車場はいつも満車で空きが出ず、遠方の駐車場を利用していますが効率が悪く従業員が困っており、お客様にもご迷惑をおかけしている状況です。防犯上からも会社から目視できる近くの駐車場を探しており、是非駐車場として貸してほしいという要望を頂いているのでこの地を選定いたしました。

2 土地利用計画及び施設概要について、南、東側にフェンス、西側にブロック2段積みを設置し、北側にU字溝、浸透柵を設置し浸透柵で雨水を流します。敷地はアスファルト舗装にし、北側は道路とフラットな状態にして、北側のどこからも車両が進入出来るようにしたいと考えております。

3 転用計画と周辺への防除対策等について、敷地が5センチのアスファルト舗装で、南

側から1メートルにつき2パーセントの勾配をつけて、北側にU字溝、浸透柵を設置し、浸透柵へ雨水を流し道路や隣地への雨水の流失を防ぎます。南側にブロック2段積みの上にネットフェンスを西側にブロック2段積みとして、農地に被害を及ばないようにします。東側は臨時のフェンスブロック塀が設置されている状況です。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工程表の通りですが、準備工から排水工、舗装をして、最後にフェンスを設置します。道路管理課より重機の出入り等の作業で市道部分を損傷しないように養生することをご指示を頂いておりますので、徹底して作業いたします。工期は、1か月半程度考えております。安全対策は周辺の住民の方々には工事着工前のご挨拶と説明を実施いたします。工事期間中は立て看板を設置し、安全対策をいたします。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、昨年11月頃から隣接耕作者さんと周辺の皆様に説明し、皆様ご理解いただいております。隣接耕作者さんには7月に再度お話し伺い了承を得ました。

6 施設の管理計画について、申請者が遠いので緊急にいつでも対応できる管理会社を探しました。小園にある[ ]に賃貸管理をお願いして、定期管理とお客様の対応をお願いすることにしました。管理を[ ]がする旨、連絡先電話番号、立ち入り禁止の看板を設置する事といたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。 第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）工程表の2月に29、30、31日とありますが、これはミスですね。後ろに回すことでいいですか。

○参考人（[ ] [ ]）申し訳ございません。大変失礼いたしました。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。

以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。10番 栗原委員

○10番(栗原 良晴君) 地元委員として発言します。特段補足する事項はございませんが、農業が困難だという事、駐車場として利用したいという事、場所も第3種農地で転用可能な農地でありますので、転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号8番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(椎野主査) 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号8番でございます。申請人は記載のとおりです。申請地は[ ]外1筆、地目登記田、現況畑、地積合計211平方メートルでございます。転用目的は車両置場、転用理由は事業拡大に伴う車両置場確保のためとのこととございます。場所につきましては、7ページをご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料2に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び砂利敷き施工で、工期は許可日から17日間でございます。周辺への防除対策としましては、東側・南側・北側の境界に安全鋼板を設置し、土砂の流出を防止します。西側は現利用地のため、既設の安全鋼板を撤去し、一体で利用します。雨水は敷地内砂利敷き転圧処理により浸透処理します。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でご



ございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員

○7番（山崎 弘子君）整理番号8番、事業拡大で車両置場という事で、現地は耕運状態でした。特に問題ないと思われまますので皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX外1筆、地積合計211平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX）申請人の代理として提出しましたXXXXXXXXXXと申します。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由については、申請人は中古車販売業を行っており、従前より隣地を車両置場として利用しておりました。この度事業の成長に伴い現在の車両置場が手狭となってきたため、現在借りている所有者から借り、車両置場として利用したいと考えています。土地の広さも車両置場に適しており、既存地の隣地であることから安全鋼板の付け替えにより、工事費の軽減も見込めると判断いたしましたのでこの地を選定しました。

2 土地利用計画及び施設概要について、土地の高さを現地と揃え砂利敷転圧処理をし、土地の高さ2.5メートルの安全鋼板を設置します。安全鋼板は土地の境界線よりも50センチ

チ内側設置し、杭は地下 50 センチまで打ち込みます。

3 転用計画と周辺への防除対策等について、雨水浸透式のため周囲の雨水の流失はありません。安全鋼板設置により、万が一の土砂流失防止と盗難等の防止をします。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、許可後 7 日間で敷地内の砂利転圧処理及び雨水浸透のための工事をします。工事が終わった後 10 日間で安全鋼板の撤去及び新たな設置をします。工事期間中は申請人本人が周囲の土地所有者等に、迷惑が掛からないように工事をします。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、今回理由書を出させていただきましたが、土地の南側の所有者から話を聞いてもらう事を拒絶されており、やむを得ず理由書を提出いたしました。東側の所有者には申請者が事業計画の説明に伺い承諾を得ました。

6 施設の管理計画について、定期的に土地の雨水の浸透状況や安全鋼板の安全状況を確認して防除対策を確認します。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。 13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）車両置場ですが、どんな種類の車ですか。

○参考人（ ）乗用車で、日本国内で仕入れてそれを海外に輸出します。

○13 番（新倉 賢一君）鋼板の高さが必要ですか。

○参考人（ ）防犯対策上、防除対策上はそれほど高くはいらないと思いますが、申請人は車を扱っているので中に入られないように盗難対策の意味も考えての事だと思います。

○13 番（新倉 賢一君）中古車なので油何かはどうなっていますか。

○参考人（ ）故障していない物を扱いますので、特に油が漏れる事はありません。

○13 番（新倉 賢一君）転用目的以外に使う事は。

○参考人（ ）私も何度も現場に行きましたけれど、車両置場としてしか使っていません。大丈夫だと思います。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたら、ご発言願います。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）本件につきまして地元委員として発言します。9月13日本件代理人から事業の概要について説明を受け、翌14日に申請人に面会すること、15日に現地確認を行いました。申請人は高齢であることや、後継者がいないことから耕作が出来なく、転用して土地利用を図りたいとのことです。現地は山崎委員から報告がありました通り、耕運状態となっております。地元委員としては農地の減少は残念ではありますが、申請人の状況、現地も営農されておらず現地との境にフェンスを設置するなど、被害防除措置が取られていること、第2種農地に該当し転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。以上です。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号9番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号9番でございます。申請人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]、地目登記田、現況畑地積257平方メートルでございます。転用目的は資材置場、転用理由は事業拡大に伴う資材置場確保のためとのことでございます。場所に

つきましては、9 ページをご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料3に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧いただきたいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び砂利敷き施工で、工期は許可日から30日間でございます。周辺への防除対策としましては、西側は現利用地のため、既設の安全鋼板を撤去し、一体で利用します。東側・南側・北側の境界にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止します。雨水は敷地内自然浸透により処理します。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員

○7番（山崎 弘子君）農地法5条許可申請事案、整理番号9番、転用目的は資材置場、現地は不耕作地で、耕作できない状態です。第2班としては転用やむを得ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX、地積 257 平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX）XXXXXXXXXXと申します。本件申請に携わっていた  
だっている委員の見上様はじめ関係各位に御礼申し上げます。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由については、当初譲受人が当初建設業を営んでおりまして、当該地の隣接地で足場材置きとして利用していましたが、今年に入り東京や千葉まで事業が拡大して、会社で所有している仮設足場材が約2倍になり、今の場所では置ききれなくなり、申請地を資材置場として利用するに至りました。土地を借りることも含めて以前から近隣地を探しておりましたが、当該地の所有者が高齢で耕作が出来ず、雑草が生えて荒れ果てた所を、売却の意向があることを伺い選定しました。当該地は道路に面していませんが、会社の資材置場と隣接しているのでそこから出入りの支障はありません。

2 土地利用計画及び施設概要については、雑草が生い茂っていますが伐採しまして、砂利敷き転圧し、仮設足場材の置場として利用する計画になっております。

3 転用計画と周辺への防除対策等については、周囲にブロック1段積みまして雨水が流出しないように対策します。周りを鋼板で囲ってまいります。ブロックを積んでからいたします。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策については、工期は一月を見込んでいますがそれほどかからないと思います。工事期間中の安全対策については、隣接者が会社の敷地ですのでしっかりと安全対策は対応していきたいと考えています。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、弊社が説明し隣接耕作者に同意を頂いております。隣接者南側は耕作していない状態ですが、しっかり説明をして了解を頂いております。

6 施設の管理計画については、今回の敷地と隣の敷地と一体になりますので、しっかり管理をしております。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたら、ご発言願います。5番 見上委員

○5番(見上 智君) 担当委員として発言します。当該地の状況は山崎委員の説明の通りでございます。9月14日申請人の代理人と会いまして、現地の状況、転用理由、説明をうけました。また現地を確認しました。現状当該地については草が伸びていますが、申請人は高齢で耕作が大変困難であることを踏まえて担当委員としては、許可妥当と判断します。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号9番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第30号、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号50番、51番は申請人であります使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局(椎野主査) 総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。議案第30号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号50番でございます。申請人である使用貸人、使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積21,702平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積991平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年11月1日から令和7年10月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成22年で通算5回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。続きまして、総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

さい。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 51 番でございます。申請人である使用貸人、使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 21,702 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目畑、地積 495 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 22 年で通算 5 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は整理番号 50 番の使用貸人の母でございまして、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 21,702 平方メートルは、自作の田 317 平方メートル、自作の畑 9,511 平方メートル、利用集積による畑 11,874 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。申請地の近隣に自作の畑及び利用権設定中の畑があり、設定後は一帯で耕作される予定とのことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻の計 2 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。7 番 山崎委員

○7 番（山崎 弘子君）整理番号 50 番、[REDACTED] 991 平米、現地は耕運状態で問題ございません。整理番号 51 番 [REDACTED] 495 平米、耕運状態でした。問題ございません。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）9 月 20 日、第 2 班の方と一緒に現地調査を行いました。なお、本日の農用地利用集積計画決定事案につきましては、同日に行いました。整理番号 50 番、[REDACTED]、整理番号 51 番 [REDACTED] 共に耕運状態でありました。意欲的に農業に取り組んでおられますので、利用集積の継続に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 50 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長(古塩 貞夫君) 続いて、整理番号 51 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 52 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(椎野主査) 総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 52 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 12,477 平方メートル、申請地は[REDACTED] 外 1 筆、地目畑、地積合計 1,288 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 28 年で通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。貸貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は 48 歳、耕作面積の 12,477 平方メートルは、自作の畑 2,375 平方メートル、利用集積による畑 10,102 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。申請地の北側に利用権設定中の畑があり、設定後は一帯で耕作されるとのことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、法人代表者及び従業員 2 名の計 3 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告をお願いします。7 番 山崎委員

○7 番(山崎 弘子君) 整理番号 52 番 [REDACTED]、[REDACTED]、2 筆はサトイモ、キャベ





るとのことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター 2 台、防除機 4 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び母の計 2 名、従事日数は 320 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。7 番 山崎委員

○7 番（山崎 弘子君）整理番号 53 番、XXXXXXXXXX、現況はサトイモ、キャベツ、ブロッコリーが作付けされており、問題ございません。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 53 番につきまして、現地はサトイモ、キャベツ、ブロッコリーが作付けされておりました。利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 53 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 54 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 54 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 35,980 平方メートル、申請地はXXXXXXXXXX外 1 筆、地目畑、地積合計 2,739 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの 3 年間で



(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局(椎野主査) 総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 55 番でございます。申請人である使用貸人、使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 8,508 平方メートル、申請地は[REDACTED] 外 4 筆、地目登記田、現況畑、地積合計 1,936 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 2 年で通算 2 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。続きまして、総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 56 番でございます。申請人である使用貸人、使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 8,508 平方メートル、申請地は[REDACTED] 外 1 筆、地目登記田、現況畑、地積合計 892 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 4 年で新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、新たに貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED] 歳、耕作面積の 8,508 平方メートルは、自作の畑 3,214 平方メートル、利用集積による畑 5,294 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。申請地の近隣に利用権設定中の畑があり、設定後は一帯で耕作される予定とのことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻の計 2 名、従事日数は 350 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。7 番 山崎委員

○7 番(山崎 弘子君) 整理番号 55 番、吉岡道庵橋 2825-1、外 4 筆は耕運状態と大根、ネギが作付けされ、整理番号 56 番[REDACTED] 外 1 筆は耕運状態でした。皆様のご審

議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）整理番号55番、                    、外4筆は耕運状態でした。                    はネギが                    は大根が作付けされていました。整理番号56番                    は耕運状態でした。共に畑として管理されていたので、整理番号56番は利用集積の継続、整理番号56番は新規になりますが、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号55番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）続いて、整理番号56番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。ここで審議時間が長くなりましたので暫時休憩とします。

10時50分から

11時00分まで

○議長（古塩 貞夫君）会議を再開します。議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号10番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書24ページ、25ページをご覧ください。議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号10番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は                    外1筆、地目畑、地積合計761平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年10月25日から令和4年9月27日まででございます。相続開始年月日は、平成22年1月8日で、今回が4回目の証明願でございます。申請地は、市街化区域でございます。平成4年11月13日に生産緑地に指定されております。場所につきましては、25ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢■■歳、農機具は、耕運機2台、トラクター2台、防除機4台等を保有しております。農業従事者は本人及び子の計2名、従事日数は320日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員

○7番（山崎 弘子君）引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号10番、■■■■■■■■■■の現況は苗場、キュウイ、キャベツ、ブロッコリーが作付けされておりました。問題ないと考えます。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）本件について地元委員として発言します。9月21日現地確認を行いました。息子さんに面会いたしました。申請人はお母さんで高齢のため農業は無理とのことです。現地はハウスが4棟建てられておまして、キュウイ、キャベツ、ブロッコリー、育苗を保守としてやっており、ほとんど出荷されておりました。4棟の内2棟は古く新しく建て替えようとのことです。今回利用集積で審議した方、借り手の小林俊明さんが息子さんという事です。そんなことで地元委員としては、農業経営の意思を確認できておりますので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号11番についてを

議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書 26 ページ、27 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 11 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]、地目畑、地積 783 m<sup>2</sup>でございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年 9 月 27 日から令和 4 年 9 月 27 日まででございます。相続開始年月日は、平成 19 年 1 月 14 日で、今回が 5 回目の証明願でございます。申請地は、市街化区域でございます。平成 4 年 11 月 13 日に生産緑地に指定されております。場所につきましては、27 ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢 [REDACTED] 歳、農機具は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は本人及び妻の計 2 名、従事日数は 120 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。7 番 山崎委員

○7 番（山崎 弘子君）引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 11 番、[REDACTED]、現地はサトイモ、ネギ、落花生が植え付けられています。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 11 番、地元委員として発言します。9 月 24 日現地確認を行い、申請人に面会してきました。サトイモ、ネギ落花生等が作付けされ農地としてしっかり管理されております。申請人は相続した農地で、これからも農業経営を行っていきたいと、意欲的にお話をされておりました。地元委員といたしましては、申請人の農業への継続意思も感じられましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと考えます。以上です。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 11 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願いのとおり、証明することに決定されました。

次に、議案第32号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号1番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(椎野主査)総会議案書28ページ、29ページをご覧ください。議案第32号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号1番でございます。申出人である、農業の主たる従事者及び申出者は記載のとおりでございます。買取り申出生産緑地は、[REDACTED]外6筆、地目は[REDACTED]は畑、外6筆は登記山林、現況畑、地積合計1,468.09㎡でございます。内容といたしましては、生産緑地の買取り申出を行うに当たり必要となる、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者である旨の証明でございます。買取り申出事由といたしましては、農業の主たる従事者の死亡、買取り申出事由が生じた年月日は、令和4年7月20日でございます。当該生産緑地は主たる従事者が生前、年間60日ほど耕作をされていたとの申し出でございます。場所につきましては、29ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員

○7番(山崎 弘子君)生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号1番、生産緑地の買取申し出を9月に申請されました。申請地は[REDACTED]外6筆、現地は竹林です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。9番 鈴木委員

○9番(鈴木 洋一君)整理番号1番、現地は竹林で、筍の生産をされています。現地は下草もなくしっかり管理されていました。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の発行に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求



めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願いのとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第9号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）それでは、議案書の30ページをご覧ください。専決処分等について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件及び、同法第5条第1項第7号の規定による届出が2件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてご報告いたします。農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号9番の1件でございます。転用の内容は、住宅敷地で、地積31平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。続きまして、31ページの農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号18番、19番の2件でございます。転用の内容は、整理番号18番、19番とともに住宅敷地で、地積合計1,753平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。次に議案書の32ページをご覧ください。2の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。整理番号5番の1件でございます。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、「その農地のある農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と農地法に規定されており、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。次に議案書の33ページをご覧ください。3の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告について」でございます。整理番号2番の1件でございます。本件につきましては、租税特別措置法の規定の適用を受けている農地の利用状況につきまして、税務署から照会がありましたので、ご報告いたします。農業相続人、利用状況確認地、及び相続開始年は、それぞれ記載のとおりでございます。現地調査を実施したところ、耕運されている状態を確認し「自ら農地として使用していた。」旨を回答いたしました。以上、専決処分等の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第9号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第27回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。


11時20分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

鈴木 洋一 

綾瀬市農業委員会委員

栗原 良晴 